

(2) 不適切な契約事務

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容														
枚方津田高等学校	<p>地方自治法施行令において、普通地方公共団体は契約を締結する者には規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないとなっている。</p> <p>また、財務規則の運用において、契約保証金の取扱いについては「入札保証金及び契約保証金の事務取扱要領」によらなければならないとされており、要領では「契約書に押印する時は、必ず契約保証金の納付書・領収書等を確認すること」となっている。</p> <p>しかしながら同校においては「自動火災報知機設備工事(2,415,000円)」に係る随意契約の締結において、契約保証金(241,500円)が納付されていないにもかかわらず、契約が締結されているものがあった。</p> <p>< 契約保証金納付までの動き ></p> <table border="1" data-bbox="498 892 1308 1220"> <tr> <td>見積徴収・採用</td> <td>平成25年1月25日</td> </tr> <tr> <td>契約及び経費支出伺い(起案)</td> <td>平成25年3月6日</td> </tr> <tr> <td>契約保証金納付調定(起案)</td> <td>平成25年3月7日</td> </tr> <tr> <td>契約及び経費支出伺い(決裁)</td> <td>平成25年3月8日</td> </tr> <tr> <td>契約書押印(契約日)</td> <td>平成25年3月8日</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成25年3月8日 ~31日</td> </tr> <tr> <td>契約保証金納付</td> <td>平成25年3月21日</td> </tr> </table> <p>その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div data-bbox="498 1339 1537 1654" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>担当者(起案者)・決裁関与者(決裁権のある者)</p> <p>ルールは知っていたが、消防設備という安全にかかわるもの(緊急を要する)なので、予定通りに進めた。</p> <p>最終決裁者</p> <p>ルールが存在することは知っていたが、理解不十分であり、起案者の説明不足、決裁関与者からの適切な説明がなかったため、そのまま決裁した。</p> </div>	見積徴収・採用	平成25年1月25日	契約及び経費支出伺い(起案)	平成25年3月6日	契約保証金納付調定(起案)	平成25年3月7日	契約及び経費支出伺い(決裁)	平成25年3月8日	契約書押印(契約日)	平成25年3月8日	工期	平成25年3月8日 ~31日	契約保証金納付	平成25年3月21日	<p>地方自治法施行令第167条の16及び大阪府財務規則第67条・同運用の規定に違反している。</p> <p>担当者のみならず関係者・決裁者は、関連ルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1605 625 2421 1766" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (契約保証金) 第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (契約保証金の納付等) 第67条 令第167条の16の規則で定める率は、契約金額の100分の5以上とする。</p> <p>【大阪府財務規則の運用 第67条関係】 1 建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100分の10以上とする。</p> <p>4 契約保証金の取扱いについては、「入札保証金及び契約保証金の事務取扱要領」によらなければならない。</p> <p>【入札保証金及び契約保証金の事務取扱要領】 2 契約保証金 (1) 契約を締結しようとするとき(入札に付した場合にあっては落札者決定の日、議会の議決を要する契約にあっては当契約について議会の決定があった日、随意契約にあっては見積書の採用を決定した日)において、契約保証金を納付させるときは、システムにより作成した受入調定伺書(規則様式第73号の2)により「歳入歳出外現金(契約保証金)」として調定を行い、契約の相手方に納付書(規則様式第23号その1)を交付すること。 (5) 契約書に押印するときは、必ず納付書・領収証書(規則様式第23号その2)又は有価証券保管証書(規則様式第76号)の提示を求めて、これを確認すること。</p> </div>	<p>契約を締結する際は、担当者のみならず関係者・決裁者を含め関連ルールを十分に認識し、地方自治法施行令及び大阪府財務規則等関係法令を順守し、適正な事務処理に努めていく。</p>
見積徴収・採用	平成25年1月25日																
契約及び経費支出伺い(起案)	平成25年3月6日																
契約保証金納付調定(起案)	平成25年3月7日																
契約及び経費支出伺い(決裁)	平成25年3月8日																
契約書押印(契約日)	平成25年3月8日																
工期	平成25年3月8日 ~31日																
契約保証金納付	平成25年3月21日																